

○不動産を法定相続分のとおり相続した場合の申請書の様式・記載例

(情報番号 1 2 5 3 全 8 頁)

土地又は建物の登記名義人（所有者）が死亡し、相続人が全員でこれらの不動産を相続することとなった際に、書面で所有権の移転の登記の申請をする場合の申請書の様式・記載例（相続人の1人が保存行為として共同相続人全員のために申請した事例のもの）は、別紙1のとおりです。御不明の点等がありましたら、最寄りの法務局又は地方法務局に御相談ください。

また、オンラインで登記の申請をする場合は、登記・供託オンライン申請システムのホームページ（http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/download_kani.html）を御確認ください。

☆登記所からのお願い

- ① 申請書は、A4の用紙を使用し、他の添付情報と共に左とじにして提出してください。紙質は、長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
- ② 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、黒色インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- ③ 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。

◇様式・記載例の解説（別紙1 この例は、夫が死亡し、妻と子2人が相続した場合のもので。）

- (注1) 被相続人（死亡した方）が死亡した日（戸籍上の死亡日）を記載します。
- (注2) 被相続人（死亡した方）の氏名は、原則として、登記記録（登記事項証明書）の記録内容と一致している必要があります。婚姻その他の事情により、登記記録（登記事項証明書）に記録された氏名と一致しない場合には、その理由が分かる書面（例えば、婚姻に係る記載がある戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等）を添付する必要があります。
- (注3) 相続人の住所、氏名は、住民票の写しの記載と一致している必要があります。持分の記載方法については、別紙1を参照ください。印は、認印を押してください。
- (注4) 住民票コード（住民基本台帳法第7条第13号に規定されているもの）を記載した場合は、添付情報として住所証明情報（住民票の写し）の提出を省略することができます。
- (注5) 申請書の記載事項等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号を記載します。
- (注6) 相続を証する情報及び登記原因証明情報として、被相続人（死亡した方）の出生から死亡までの経過が分かる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等を添付します。また、相続人となる方々

の現在の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）も添付してください。被相続人の除籍全部事項証明書（除籍謄本）等と重複するものがある場合には、重ねて提出する必要はありません。

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）などの集め方が分からない場合には、本籍地又は最寄りの市区町村役場にお問い合わせください。

なお、「相続関係説明図」（別紙2）を戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等と共に提出した場合には、登記の調査が終了した後に戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等をお返しします。

(注7) 相続人全員の住民票の写しです。住民票コードを記載した場合（注4）は、提出する必要はありません。

(注8) 登記識別情報の通知を希望しない場合には、□にチェックをします。

(注9) 課税価格、登録免許税の計算方法は、[登記・供託インフォメーションサービス情報番号1312](#)を参照してください。

なお、登録免許税が免除される場合には、課税価格の記載は不要です。

(注10) 登録免許税額を記載します。登録免許税が免除される場合には、登録免許税額の記載に代えて免除の根拠となる法令の条項を記載します。また、登録免許税が軽減される場合には、登録免許税額の記載に加えて軽減の根拠となる法令の条項を記載します。

なお、登録免許税を現金納付する場合はその領収書を貼り付けた用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙を貼り付けた用紙を、申請書と一括してつづり、申請人又はその代理人は、つづり目に必ず契印をしてください（申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）。

(注11) 登記の申請をする不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記録されているとおりに正確に記載してください。

(注12) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。

(注13) 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人又はその代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください（申請人が2人以上いる場合には、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）。

(注14) 相続人の1人が保存行為として共同相続人全員のために相続の登記を申請する場合は、委任状は不要です。なお、共同相続人全員のために申請人となる相続人が、代理人に登記の申請を委任する場合の委任状の様式・記載例は、別紙3のとおりです。

* 法定相続持分の例（配偶者以外の相続分は平等です。）

①昭和56年1月1日以降に被相続人が死亡した場合

相続人が配偶者と子2人	配偶者 1/2, 子① 1/4, 子② 1/4
〃 配偶者と父母	配偶者 2/3, 父 1/6, 母 1/6
〃 配偶者と兄妹	配偶者 3/4, 兄 1/8, 妹 1/8

②昭和22年5月3日から昭和55年12月31日までに被相続人が死亡した場合

相続人が配偶者と子2人	配偶者 1/3, 子① 1/3, 子② 1/3
〃 配偶者と父母	配偶者 1/2, 父 1/4, 母 1/4
〃 配偶者と兄妹	配偶者 2/3, 兄 1/6, 妹 1/6

③昭和22年5月3日より前に被相続人が死亡した場合

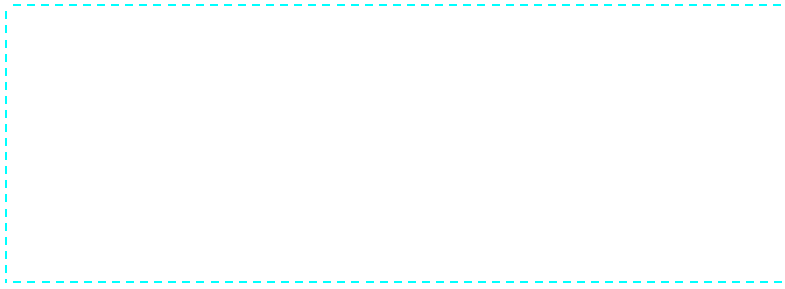
原則として、法定家督相続人のみが相続人となります。

法定家督相続人になるのは、被相続人が死亡した時に、被相続人の戸籍に同籍していた子の年長者ですから、長男が家督相続人になるのが普通です。男女の間では、男が優先します。

* お知らせ

相続登記をしないままにしておくと、相続人に更に相続が発生するなどして、登記の手続をするのに必要な関係者が増え、手続が複雑になる場合もありますので、相続登記は、できる限り早く済ませることをお勧めします。

(別紙1)



登記申請書

登記の目的 所有権移転

原因 平成23年2月1日相続(注1)

相続人 (被相続人 法務太郎)(注2)

(申請人) 〇〇市〇〇町二丁目12番地
持分2分の1 法務花子印(注3)
〇〇郡〇〇町〇〇34番地(住民票コード12345678901)(注4)
4分の1 法務一郎
〇〇市〇〇町三丁目45番6号
4分の1 法務貴子
連絡先の電話番号 00-0000-0000(注5)

添付情報

相続を証する情報 登記原因証明情報(注6) 住所証明情報(注7)

登記識別情報の通知を希望しません。(注8)

平成23年2月14日申請 〇〇法務局 〇〇支局(出張所)

課税価格 金何円(注9)

登録免許税 金何円(注10)

不動産の表示(注11)

不動産番号 1234567890123(注12)
所在 〇〇市〇〇町一丁目
地番 23番
地目 宅地
地積 123・45平方メートル

不動産番号 0987654321012
所在 〇〇市〇〇町一丁目23番地
家屋番号 23番
種類 居室
構造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階 43・00平方メートル
2階 21・34平方メートル

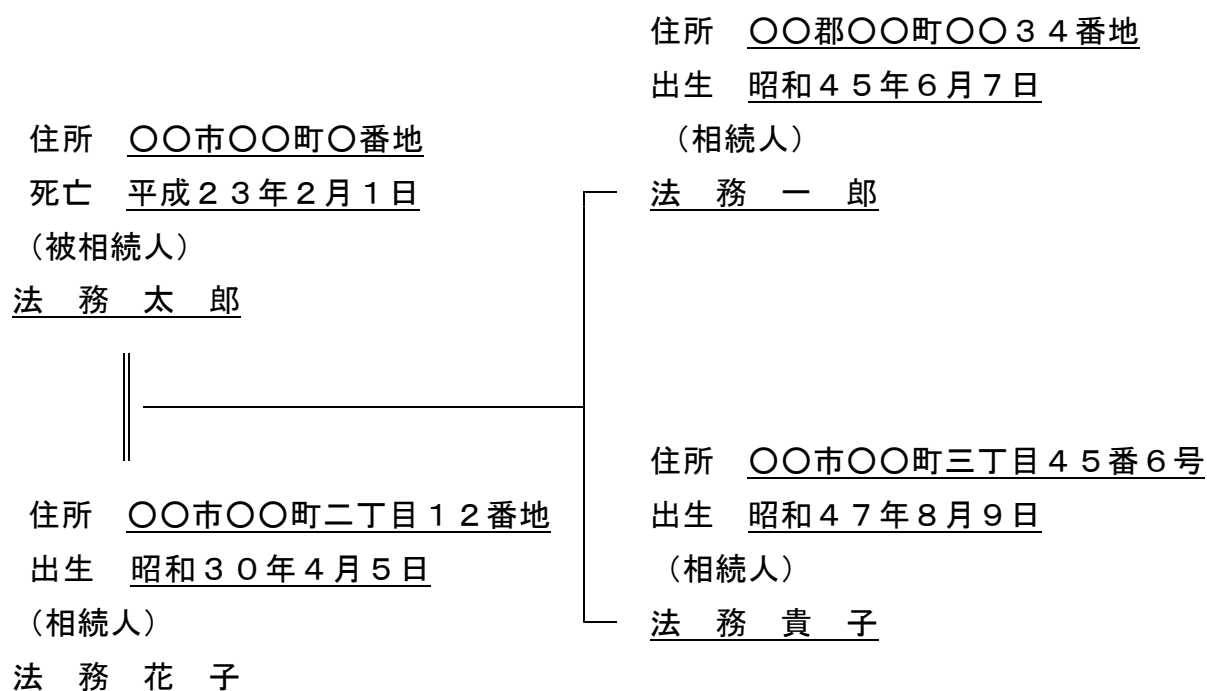
* これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。(別紙)や(注)は、記載しないでください。

契印 (注13)

(別紙2)

相続関係説明図例

被相続人 法務太郎 相続関係説明図



* 「相続関係説明図」が提出された場合には、申請書に添付した相続を証する情報及び登記原因証明情報（戸籍謄本，除籍謄本）を登記の調査が終了した後にお返しします（これを原本還付の手続といいます。）。

被相続人（死亡した方）の登記記録上の住所が，この「相続関係説明図」に記載した最後の住所と一致しない場合には，戸籍の附票^{ふひょう}など住所の移転の経緯が分かる書面を添付してください。

* これは，記載例ですので，下に線が引かれている部分を，申請内容に応じて書き直してください。

(別紙3)

委任状の例

委 任 状

私は、〇〇市〇〇町〇〇番地 乙野二郎 に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること
- 2 登記が完了した後に通知される登記識別情報通知書及び登記完了証を受領すること
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請を取下げ、又は補正すること
- 4 上記1から3までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

平成23年2月10日

〇〇市〇〇町二丁目12番地

法務花子 印

記

登記の目的 所有権移転

原 因 平成23年2月1日相続

相 続 人 (被相続人 法務太郎)

<u>〇〇市〇〇町二丁目12番地</u>	<u>持分2分の1</u>	<u>法務花子</u>
<u>〇〇郡〇〇町〇〇34番地</u>	<u>4分の1</u>	<u>法務一郎</u>
<u>〇〇市〇〇町三丁目45番6号</u>	<u>4分の1</u>	<u>法務貴子</u>

不動産の表示

所 在 〇〇市〇〇町一丁目

地 番 23番

地 目 宅地

地 積 123・45平方メートル

所 在 〇〇市〇〇町一丁目23番地

家屋番号 23番

<u>種 類</u>	<u>居宅</u>
<u>構 造</u>	<u>木造かわらぶき2階建</u>
<u>床面積</u>	<u>1階 43・00平方メートル</u>
	<u>2階 21・34平方メートル</u>

* 委任者の印は、認印を押してください。

これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。